

指定濫用防止医薬品の販売に関する掲示

指定濫用防止医薬品について	定 義	濫用をした場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品です。		
	表 示	黒枠の中に黒字で「要確認」と記載	大容量の製品	要確認 又は 要確認
			小容量の製品	要確認
	情報提供等	指定濫用防止医薬品の濫用により、保健衛生上の危害発生のおそれがあることを、リスク区分に応じた専門家が書面等を用いて情報提供を行います。 氏名・年齢・他店での購入状況等を確認させていただきます。		
	陳 列 等	進入防止措置を施した区画、鍵をかけた設備、又は情報提供設備の近くに陳列しています。		
	相 談	購入する際は、使用について薬剤師・登録販売者にご相談下さい。		

